

ヘチマロニ #502Fシリーズ

宅地造成等擁壁用透水マット

国土交通省建設経済局民間宅地指導室監修「擁壁用透水マット技術マニュアル」基準合格品
擁壁用透水マット協会 認定品



擁壁用透水マット協会



擁壁用透水マット

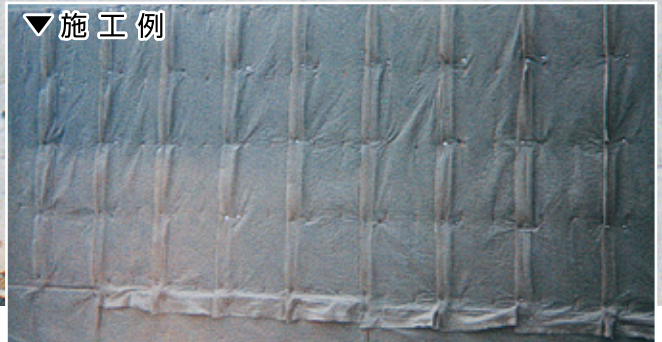
宅地造成等規制法
建築基準法
都市計画法

クリア

▽内部透水材



▽施工例



製造・販売元

新光ナイロン株式会社

本社・本社営業部 〒562-0045 大阪府箕面市瀬川5-4-25
TEL 072-721-2391 FAX 072-723-2191

東京営業所 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2丁目14 大鷹ビル2F
TEL 03-3252-5805 FAX 03-3252-5804

東北出張所 〒984-0011 宮城県仙台市若林区六丁の目西町3-12
MaunaBlanc六丁の目403号
TEL 022-353-6582 FAX 022-353-6583

福岡出張所 〒820-0043 福岡県飯塚市西町7-77
パークコートM-1-701号
TEL 0948-52-6530 FAX 0948-52-6531

<http://www.shinko-nylon.co.jp>

e-mail info@shinko-nylon.co.jp

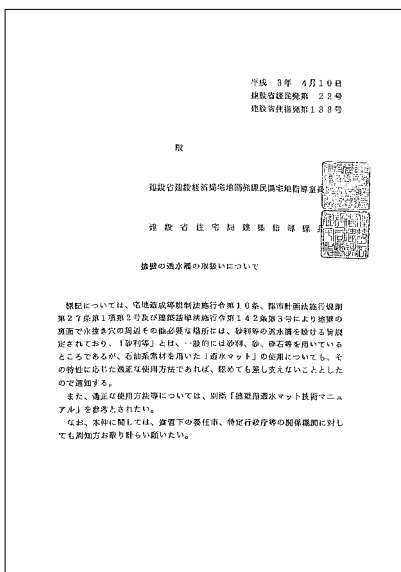


ヘチマロン #502Fシリーズ 宅地造成等擁壁用透水マット

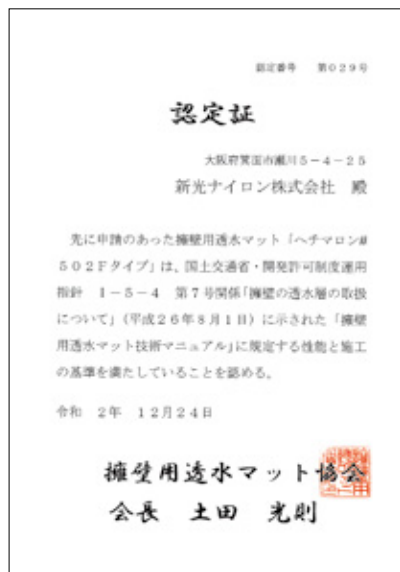
国土交通省建設経済局民間宅地指導室監修「擁壁用透水マット技術マニュアル」基準合格品
擁壁用透水マット協会 認定品

ヘチマロン#502Fシリーズは、建設省(現 国土交通省)平成3年通達 経民発第22号 住指発第138号、建設省(現 国土交通省)建設経済局民間宅地指導室監修「擁壁用透水マット技術マニュアル」基準適合品、擁壁用透水マット協会の認定品であり、宅地造成地等の擁壁、(宅地造成規制法施行令、都市計画法施工規則、建築基準法施行令に準拠する擁壁)の裏込め材として栗石・砕石に代わり使用できる透水マットです。貼り方は擁壁裏面に全面貼り施工です。

なお、この製品は、擁壁高さ(擁壁の地上部分の高さ。見え高さともいう)が5m以下の擁壁のみ使用できます。詳細については、別冊の「擁壁用透水マット ヘチマロン 技術マニュアル(技術資料編 施工編)」をご用意しておりますので、ご請求ください。



平成3年 建設省(現 国土交通省)通達



擁壁用透水マット協会 認定書



建設省(現 国土交通省)
建設経済局民間宅地指導室監修
擁壁用透水マット技術マニュアル

耐圧性に優れています。

立体網状構造体により、優れた耐圧性能を有します。
圧力がかかった状態でも、長期間にわたり通水断面を確保できますので、排水能力を保持できます。

排水能力が優れています(大きな空隙率)。

製品内部には十分な空間(空隙率80%以上)がございますので、ヘチマロン内に入った水は速やかに排水されます。

軽量ですので、運搬にも設置にも手間がかかりません。

製品は軽量ですので、取付け施工は簡単に行えます。
また、現場への納入や現場内での運搬も容易に行え、運搬車両や重機による排気ガスの抑制など、環境面にも配慮できます。

工期短縮にもなります。

透水マットは擁壁裏面全面に一度に取付けることができます。
作業には重機等を使用せず、人力のみで簡単に施工できます。
裏込め材に透水マットを使うことにより、従来の栗石・砕石を使用する場合に比べ、工程の簡略化と、労働力の軽減が実現できます。

製品は劣化しません(耐薬品性能・耐微生物性能等)。

ヘチマロン#502Fシリーズは、芯材および透水フィルターにポリプロピレンを使用しているため、耐薬品性能(酸・アルカリ)および耐微生物性能(カビ等)がございますので、劣化しません。

製品ラインナップ

■ 透水マット

| 品番 | 502FWN | 502FSN | 252FN | 252FTN |
|---------|--------|--------|-------|--------|
| 仕様 | 端末用 | 接続用 | 調整用 | 単独貼用 |
| 厚み (mm) | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 幅 (mm) | 500 | 500 | 250 | 250 |
| 長さ (m) | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 製品写真 | | | | |
| 断面図 | | | | |

■ 副資材 ヘチマロンの擁壁（コンクリート面）取付用部材

| ヘチマロンの擁壁への取付方式 | 接着剤方式 (透水マットに接着剤を塗り、擁壁へ貼ります) | ファスナー方式 (CMファスナーを接着剤で擁壁へ取付けし、3時間以上の養生後に透水マットを取付けます) |
|----------------|--|--|
| 製品名 | 接着剤 (認定品) | 固定金具セット |
| 内容 | 1本で502FWN/502FSN 3枚貼付分 | CMファスナー 170個 スプリングワッシャー 170個 接着剤(品名:PS-100 CMファスナーのコンクリート面取付用) (1セットで502FWN/502FSN 17枚貼付分) |
| 備考 | 接着剤方式で使用する接着剤は、カートリッジ型となっております。使用にはコーキングガンが必要となりますので、ご用意下さい。 | |

■ 水抜穴の保護工

製品名：水抜穴保護用ネット 水抜穴の透水マットを貼り付ける側へ取付けてください。
φ75mm用 (VP・VU 共用) ※他の径もあります。



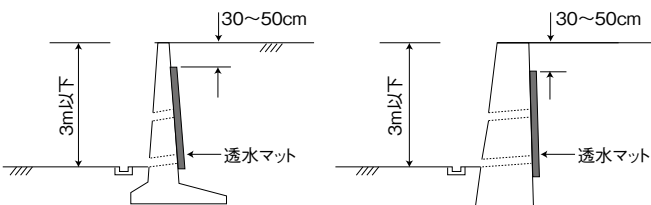
透水マットを貼る範囲

擁壁裏面の全面に貼ります。また、透水マットの上端・下端は以下となります。

- 透水マットの上端：擁壁の天端もしくは透水マットを貼る側の土の仕上がりから300~500mm下がった高さ
- 透水マットの下端：擁壁の最下部もしくは止水コンクリートの高さ また、控え壁など擁壁に突起がある部分にも貼り付けます。

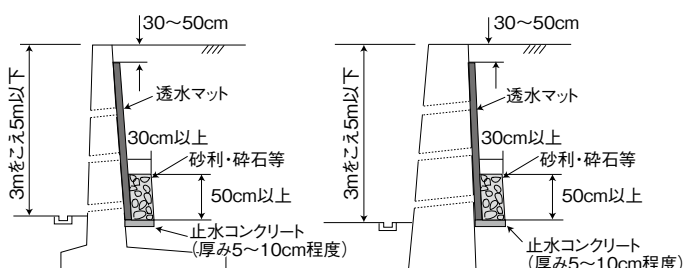
(a) 擁壁の高さが3m以下の場合 [全面張工法]

注意：行政によって止水コンクリートの設置を義務付けているのでご確認ください。



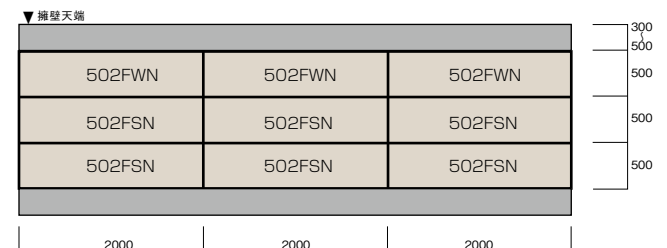
(b) 擁壁の高さが3mをこえる場合 [全面張工法]

砕石併用工法

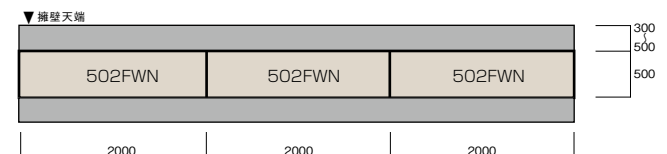


貼り方 (単位:mm)

- ① 横貼り ※一般的な貼り方です。
最上段は、横一列に502FWN(端末用)を貼り、2段目から最下段までは502FSN(接続用)を貼ります。

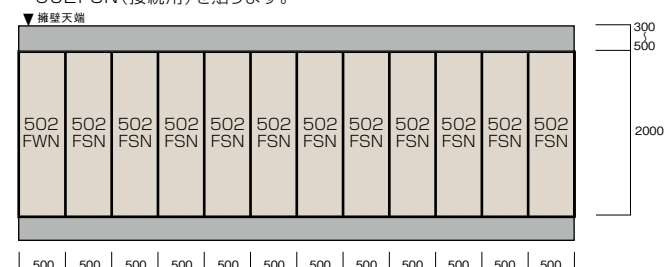


※ 透水マットの貼り付け高さが、500mm以下の場合、横貼りで502FWN(端末用)を横一列に貼ります。
透水マットの貼り付け高さが、250mm以下の場合は、252FTNを横一列に貼ります。

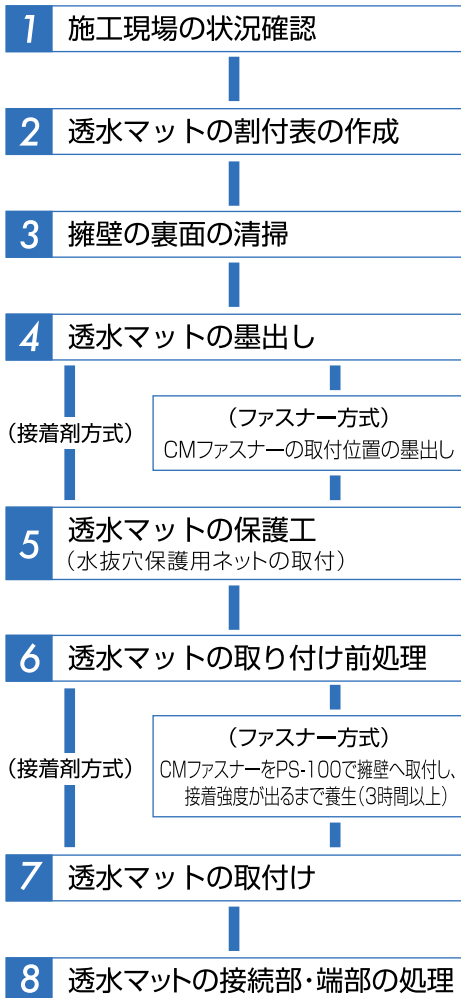


② 縦貼り

左端のみ502FWN(端末用)を貼り、その隣の2列目から右端までは502FSN(接続用)を貼ります。

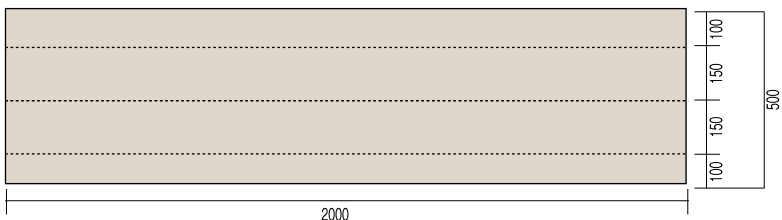


擁壁用透水マットの施工 〈ヘチマロンの施工手順〉

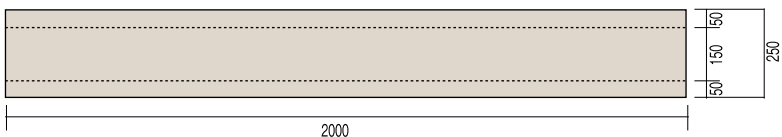


■ **接着剤方式** 接着剤の塗布箇所 (-----線部分) (単位:mm)
 透水マットは、接着剤塗布後すぐに擁壁へ貼るとはがれやすいので注意してください。
 貼付け後は、透水マットが自重で落ちなくなるまでしっかり押さえてください。

〈502FWN 502FSN…3列塗布〉

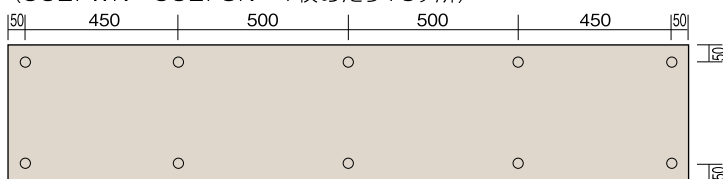


〈252FN 252FTN…2列塗布〉



■ **ファスナー方式** 固定金具の取付位置 (○印) (単位:mm)
 CMファスナーを取付後は、接着強度が出るまで3時間以上養生してください。

〈502FWN 502FSN…1枚あたり10ヶ所〉



〈252FN 252FTN…1枚あたり6ヶ所〉



透水マットの保護工
(水抜穴保護用ネットの取付け)



ファスナー方式 取付け前処置
 透水マット固定金具の取付け
 (CMファスナーを接着剤でコンクリート面に固定)

施工例写真



■ 住宅地造成地のL型擁壁に、横貼りで施工



■ 住宅地造成地の重量式擁壁に、横貼りで施工



■ 分譲マンション開発地のL型擁壁に、横貼りで施工

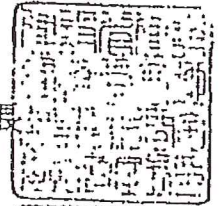


■ 住宅地造成地のL型擁壁に、縦貼りで施工

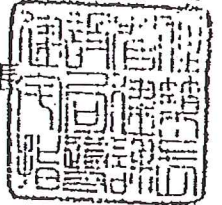
平成 3年 4月10日
建設省経民発第 22号
建設省住指発第138号

殿

建設省建設経済局宅地開発課民間宅地指導室長



建設省住宅局建築指導課長



擁壁の透水層の取扱いについて

標記については、宅地造成等規制法施行令第10条、都市計画法施行規則第27条第1項第2号及び建築基準法施行令第142条第3号により擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設ける旨規定されており、「砂利等」とは、一般的には砂利、砂、碎石等を用いているところであるが、石油系素材を用いた「透水マット」の使用についても、その特性に応じた適正な使用方法であれば、認めても差し支えないこととしたので通知する。

また、適正な使用方法等については、別添「擁壁用透水マット技術マニュアル」を参考とされたい。

なお、本件に関しては、貴管下の委任市、特定行政庁等の関係機関に対しても周知方お取り計らい願いたい。

認定番号 第029号

認定証

大阪府箕面市瀬川5-4-25

新光ナイロン株式会社 殿

先に申請のあった擁壁用透水マット「ヘチマロン#502Fタイプ」は、国土交通省・開発許可制度運用指針 I-5-4 第7号関係「擁壁の透水層の取扱について」（平成26年8月1日）に示された「擁壁用透水マット技術マニュアル」に規定する性能と施工の基準を満たしていることを認める。

令和 2年 12月24日

擁壁用透水マット協会



会長 土田 光則